

議案第20号

三田市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

三田市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成24年2月21日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

三田市土地改良事業分担金等徴収条例（昭和39年三田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第96条の4」を「法第96条の4第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。